

人権教育の推進

すべての教職員が、人権の意義・重要性や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深めるとともに、実践的実践力を高めることはとても重要なことです。

ところが、「人権教育の推進に関する教職員アンケート調査」等の回答状況から、個別の人権課題に関する基本的な知識や関係法令について理解が十分でない教職員が存在することや、教職員がお互いに日頃の実践に関わって教え合う研修のニーズが高いことが明らかになりました。

そこで、平成28年12月に公布、施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」、そして、「教育実践の交流」に関する校内研修の展開例についてまとめてみました。



1 「部落差別の解消の推進に関する法律」について

平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。(次項参照)

本法は、第1条(目的)に「現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」と規定しています。

具体的な施策等として、



相談体制の充実
教育及び啓発の推進
部落差別の実態に係る調査の実施

を示しています。

この法律には、国の人権委員会設置などによる具体的救済措置や差別的言動に対する罰則規定はありません。部落差別の解消に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務を示したものです。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日 法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における付帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること

参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

2 「教育実践の交流」に関する校内研修展開例について

(1) 研修の目的

「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向けて、児童生徒の背景理解のために必要なスキルを高める。

教職員がそれぞれの経験や取組を伝え合い、日常的な教育実践をとおして互いに教え合いや学び合いを進める契機とする。

(2) 展開

これまで、どのような方法で「児童生徒の背景」を理解してきたか出し合う。

- ・「児童生徒から」「教職員から」「保護者や家庭・地域から」「専門家・関係機関から」様々な理解の方法があることを確認する。

「児童生徒の背景」を理解するための方法の一つである「家庭訪問」について、互いの経験や考えを交流する。

- ・お互いの体験等を交流し、学び合うことをとおして、児童生徒の背景の理解には、様々なポイントがあることに気付く。

グループの構成は、経験年数等を考慮して、ベテランと若手の教職員間で経験を伝え合う場となるように配慮する。

種類別

- 1 年度当初の家庭訪問
- 2 日常的な家庭訪問
- 3 配慮を要する児童生徒への家庭訪問

留意点等

- ・何をどのように話すのか
- ・何をどのように聞くのか
- ・どのような手順で聞き取るのか
- ・何をどのように見るのか



まとめをする。

- ・「家庭訪問」等で知り得た「児童生徒の背景」の情報を共有することで、児童生徒をどうとらえ、児童生徒の実態を踏まえ、どのような力を付けなければならないか、目標や手立てを確認し、共通実践していくことを確認する。
- ・各教科・領域をはじめ、全ての教育活動における日々の教育実践に組織的に取り組むことをとおして、「人権尊重の精神に立った学校づくり」を推進することを確認する。



(3) まとめの例

家庭訪問等で配慮すること（例）

時間を守り、訪問先に迷惑のかからないようにする。

保護者から家庭や児童生徒の様子を話してもらい、聞くことを優先する。

話しにくいことを聞くときには、無理に聞き出すようなことはしない。

他の児童生徒のことや不確かな情報は話さない。

何かあったときだけ家庭訪問を行うのではなく、いつでもできるような環境（状況）を作っておく。

児童生徒（保護者）の様々な言動に込められている意味を理解するよう努める。

会話中は話し手の表情等の観察に努める。

緊急連絡先の確認、連絡する際に配慮すること等を確認する。

日常的な家庭訪問で大切にすること（例）

目的 ・ 内容	留意事項等
<p>児童生徒、保護者との信頼関係をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担任のことを知ってもらう。 ・ 児童生徒の思い（夢・希望・困り感等）を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 話しやすい雰囲気を作り、基本的に傾聴という姿勢で、共感を大切にす る。 ・ 保護者に安心感を与える。 ・ 信頼感を得るために、印象を大切に する。（笑顔、受け入れる姿勢、分か りやすい言葉） ・ 学校の活動の中で気付いたよい点、 期待していることを伝える。 ・ 家族構成や家庭環境を把握する際は、 プライバシーに配慮する。 ・ 個別の留意事項（疾病・アレルギー 等）は、確実に把握する。 ・ 地域の実情について把握する。 ・ 問題を起こしたときだけでなく、頑 張りが見られたときにも家庭に伝え る（訪問する）。
<p>児童生徒の家庭での様子を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境（生活文化、生活リズム、雰囲気、 会話等）を知る。 ・ 家庭で話している学校の満足度を知る。 	
<p>保護者の学校に対する願いを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の思いを知る。 ・ 家庭の教育方針を知る。 ・ 学校生活で気をつけて見てもらいたいこと を聞く。 ・ 学校（担任）への要望を聞く。 	
<p>担任の教育方針等を保護者へ伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の経営方針や思いを語る。 ・ 学校での様子を伝える。 ・ 児童生徒に対して望むこと、伸ばしたいこ とを伝える。 	

